

平成 26 年 2 月 28 日 公告
一般競争入札分

入 札 説 明 書

入札事項名

鹿児島市勤労青少年ホームで使用する電気

〒 8 9 2 - 0 8 2 5

鹿児島市大黒町 4 番 1 1 号 日宝いづろビル

株式会社 総合人材センター 営業部

電話番号 0 9 9 - 2 1 9 - 4 4 8 1

入 札 説 明 書

鹿児島市勤労青少年ホームで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 平成26年2月28日

- 2 入札執行者 株式会社 総合人材センター
代表取締役 東 祐一

- 3 契約担当課 〒892-0825
鹿児島県鹿児島市大黒町4番11号 日宝いづろビル
株式会社 総合人材センター 営業部
電話 099-219-4482
ファックス 099-219-4482
E-mail : haken@sjcweb.jp

- 4 入札に付する事項
 - (1) 件 名 鹿児島市勤労青少年ホームで使用する電気
 - (2) 内 容 「鹿児島市勤労青少年ホーム電気需給仕様書」のとおり

- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から落札決定の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）、鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱（平成元年4月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - (4) 平成26年4月1日から送電することが可能である者であること。
 - (5) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成24年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの（以下「調整後排出係数」という。）が $0.599 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成24年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認証するグリーン電力証書（注1）を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 平成25年度中に電力供給を開始した特定規模電気事業者で、供給開始の日から平成26年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成25年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (6) 平成24年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (7) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (8) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 契約後、この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (10) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

6 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類（ア、イ、ウ、エについては、3箇月以内に発行されたもの）を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。ただし、平成26年度の本市施設の電気の購入契約に係る入札参加資格申請書の添付書類については、この申請前に本市の他施設において当該添付書類の提出があった場合、その提出を省略することができる。

ア 登記簿謄本（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による一般電気事業の許可を受けていない者にあつては、同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であることを証する書面の写し

キ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類（特定規模電気事業者のみ、写し可）

ク 5の(5)、(6)、(7)、(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書、環境報告書（注2）又は確認資料

(2) 受付期間

平成26年2月28日から平成26年3月13日までとし、受付時間はそれぞれの日の午前9時00分から午後18時00分までとする。

(3) 受付場所

前記3に同じ

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果通知は、入札参加資格審査通知書をFAXにより先に通知し後日郵便で通知するものとする。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から平成26年3月31日までとする。

7 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、または郵送により行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を作成し郵送により行うものとする。

(1) 受付場所 前記3に同じ

(2) 受付期限 平成26年3月13日（木）午後6時まで

8 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成26年3月19日（水）午後2時30分から

- (2) 場所 鹿児島市山下町6番1号
教育総合センター2階 女性第3研修室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 最低制限価格

設定しないものとする。

11 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

12 開札

即時開札とする。

13 入札書の記載方法等

(1) 入札金額は、年間予定使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 積算内訳書の提出

(1) 入札に際して、参考総価比較額の積算基礎となった積算内訳書の提出を求める。

(2) 積算内訳書には、1月ごとの1キロワット当たりの基本料金、1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

(3) 積算内訳書の記載にあたっては、月額総料金に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その他の金額は1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第5位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

1 5 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（鹿児島市勤労青少年ホームで使用する電気）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 入札に際しては、前記(2)の封筒に前記1 4の積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

1 6 入札の無効に関する事項

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (6) 同一事項について2通以上の入札書（他の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) あきらかに連合によると認められる入札
- (10) 入札書記載金額と1 4の(2)に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

1 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを

引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。

- (3) 契約は、入札書に記載されている基本料金の単価及び使用電力量料金の単価等で行うものとする。

1 8 落札者が不在の場合の処置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者が不在ときは、入札を中止する。

1 9 契約書の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書を提出しなければならない。

2 0 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を株式会社総合人材センターに通知するものとする。
- (2) 株式会社総合人材センターの検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを株式会社総合人材センターに請求するものとする。
- (3) 株式会社総合人材センターは、(2)の請求があったときは、落札者の指定する日（支払期日）までに電気料金を支払わなければならないものとする。ただし、支払期日は、「特定規模需要標準供給条件」による。

2 1 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 2 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。

- (注1) グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」が発電実績を認証し、グリーン電力証書発行事業者が発行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式によ

る。

グリーン電力証書電力量 > 予定使用電力量×(1-0.599÷平成24年度
二酸化炭素排出係数)

(注2) 環境報告書とは、平成24年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR報告書」をいう。「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすものであること。